

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年3月21日（平成29年（行個）諮問第51号）

答申日：平成29年10月30日（平成29年度（行個）答申第121号）

事件名：本人からの労働相談に係る文書等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「1. 場所：労働基準監督署 特定署 2. 内容 保有する，本人の個人情報すべて（平成26年度，労働相談票）」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき，その一部を不開示とした決定について，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は，不開示とすることが妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し，福岡労働局長（以下「処分庁」という。）が，平成28年12月20日付け福岡個開第267号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，これを取り消し，不開示部分の開示を求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求の理由は，審査請求書及び意見書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

##### (1) 審査請求書

非開示決定に納得できない為（透明性が確保されていない。）

##### (2) 意見書

ア 透明性が確保されていない。

イ 当該事案は，元々，処分庁である労働基準監督署の不作為が発端である。労働基準法15条24条や周知義務違反などの他労働安全衛生法の雇い入れ時の健康診断の未実施等会社に対して，行政指導更に行政処分の必要のある内容である。本内容について，監督署に質問・説明を求めても，「裁判を有利に進めるためでしょう～」 「文句ばかり言って・・・」等と言い出し，更に睨みつけられた。

行政庁として説明を行うのは当然であると考える。

なお，主権者たる国民を睨みつけた加害公務員は，もう一度，ご自身の胸に手を当てて，「国民全体の奉仕者」という言葉を再認識して頂きたい。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

審査請求人は、平成28年11月28日付け（同日受付）で処分庁に対して法12条1項の規定に基づき本件対象保有個人情報に係る開示請求を行った。

これに対して、処分庁は、原処分を行ったところ、審査請求人がこれを不服として、平成28年12月27日付け（同日受付）で審査請求を提起したものである。

#### 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分において不開示とした部分のうち3（3）に掲げる部分を新たに開示した上で、その余の部分については、法14条7号イの規定に基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### 3 理由

##### （1）本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、平成26年度に特定労働基準監督署において作成された審査請求人からの労働相談に係る関係書類であり、別表に掲げる文書番号1及び2の文書（以下、第3においてそれぞれ「対象文書1」及び「対象文書2」という。）である。

##### （2）不開示情報該当性について

###### ア 労働相談に係る文書（対象文書1）

労働相談に係る文書は、労働基準監督署において、労働関係の相談を受けた際に、その内容を記録するために作成される文書等である。

対象文書1の①の「処理結果」欄には、処理結果の状況や担当官の判断が記載されており、当該情報が開示されれば、相談に係る対応方針等が明らかになる。そうすると、当該対応方針等に基づき行われる労働基準監督官の監督指導業務において、調査に必要な資料の隠蔽等が容易に行われるおそれがあるなど正確な事実の把握・違法行為の発見が困難になり、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

##### （3）新たに開示する部分について

対象文書1の②及び対象文書2については、法14条各号に定める不開示情報に該当しないため、新たに開示することとする。

#### 4 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において「非開示決定に納得できない為（透明性が確保されていない。）」と主張してその開示を求めているが、上記

3（2）で述べたとおり、法12条に基づく開示請求に対しては、開示請求対象保有個人情報ごとに法14条各号に基づいて開示、不開示の判断をしているものであり、審査請求人の主張は本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

## 5 結論

以上のとおり、本件開示請求については、原処分において不開示とした部分のうち上記3（3）で開示することとした部分については新たに開示した上で、その余の部分については、法14条7号イの規定に基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |            |                   |
|---|------------|-------------------|
| ① | 平成29年3月21日 | 諮問の受理             |
| ② | 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受     |
| ③ | 同年4月13日    | 審議                |
| ④ | 同月25日      | 審査請求人から意見書を收受     |
| ⑤ | 同年10月11日   | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑥ | 同月26日      | 審議                |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「1. 場所：労働基準監督署 特定署 2. 内容 保有する、本人の個人情報すべて（平成26年度、労働相談票）」に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条5号及び7号イに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示部分を開示すべきとしている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分のうち、一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、法14条7号イに該当するとして、原処分を維持して不開示とすることが妥当としていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

### 2 不開示情報該当性について

別表の5欄に掲げる部分は、労働相談に係る文書（労働相談票）の処理結果欄の選択肢のうち、「処理結果1（完結）」の右横の欄である。

当該部分には、処理結果の状況や担当官の判断が記載されており、これを開示すると、相談に係る対応方針等が明らかになり、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするお

それがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

### 3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条5号及び7号イに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が同号イに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分は、同号イに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表

1 文書 番号	2 対象 文書名	3 頁	原処分において不開示とした部分		6 不開示情報 該当性
			4 諮問に当たり新たに開示する部分	5 不開示を維持する部分	
1	労働相談に係る文書	1頁ないし6頁, 15頁及び16頁		2頁の「処理結果」欄, 4頁の「処理結果」欄及び16頁の「処理結果」欄	法14条7号イ
			2頁の「処理状況・意見」欄7行目, 4頁の「処理状況・意見」欄及び16頁の「処理状況・意見」欄		
2	審査請求人が提出した資料	7頁ないし14頁及び17頁ないし26頁	7頁の右上手書き部分		